

飯田市かなえデイサービスセンター重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第 2070502451 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 萱垣会 |
| (2) 法人所在地 | 長野県飯田市鼎一色551番地 |
| (3) 電話番号 | 0265-22-1368 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 萱垣 憲英 |
| (5) 設立年月 | 昭和36年5月1日 |

2. 事業所の概要

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| (1) 事業の種類 | 指定介護予防通所介護 | ・平成18年4月1日指定 |
| | 総合事業通所型サービス | ・平成28年4月1日指定 |
| | 指定通所介護 | ・令和8年4月1日指定 |
| | 長野県 | 号 |

※当事業所は養護老人ホーム信濃寮に併設されています。

- (2) 事業所の目的 社会福祉法人萱垣会が運営する飯田市かなえデイサービスセンターは、心身の障害のための日常生活の維持に専門的な援助を必要とする人を対象に、「その人らしい生活」「自立的な生活」を自宅において、できる限り長く維持されるように援助すること。

- ① 生活障害を除去または軽減するための援助
- ② 質の高い日常生活維持のための援助
- ③ 家族に対する、介護からの開放及び相談助言の援助

- | | |
|---------------|------------------|
| (3) 事業所の名称 | 飯田市かなえデイサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 長野県飯田市鼎一色551 |
| (5) 電話番号 | 0265-53-4466 |
| (6) 事業所長(管理者) | 氏名 萱垣 尚英 |

(7) 当事業所の運営方針 飯田市かなえデイサービスセンターの職員は、要介護状態になられた方々に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行う。また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(8) 開設年月 平成4年4月1日

(9) 利用定員 指定通所介護及び日常生活支援総合事業 30人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鼎地区、伊賀良地区、上郷地区、松尾地区、旧飯田市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (但し年末年始を除く)
受付時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9:00～17:00 ※ケアプランの位置付けにより、サービス提供時間内の時間区分での提供可能

※休館日は、日曜日及び年末年始とする。

(但し、当事業所が必要と認めた場合はその限りではない)

※利用時間延長につきましては、ご相談に応じます。

※入浴目的の2時間以上3時間未満の利用はできません。

※緊急時を除き、通所中に受診をすることはできません。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	一般	
	配置(兼務)	指定基準
1 事業所長(管理者)	1以上	事業所で1名
2 生活相談員	1以上	事業所で1名
3 看護職員	1以上	1
4 機能訓練指導員	1以上	1(兼務可)
5 介護職員	4以上	4名
6 栄養士	1	
7 事務員	1	

<主な職員の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:30～17:30
2. 看護職員 兼 機能訓練指導員	勤務時間 8:30～17:30 ☆原則として2名の看護職員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

介護保険各種のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。但し、介護保険給付対象外のサービスについては実費となります。

<サービスの概要>

①食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。また、食事に係る費用は介護保険給付対象外のため別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・衛生管理上、食べ物等を持ち込むことはできません。

（食事時間） 11：40～12：40

②入浴

- ・二種類の浴槽があります。そのうち機械浴槽は寝たままで入浴することができます

③排泄

- ・ご契約者の排泄の誘導、介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。

⑤機能訓練指導

- ・ご契約者の残存機能向上、日常生活動作、拘縮予防など個別訓練、遊びリテーションを使用した機能訓練を楽しく無理なく専門的に行います。

（飯田市理学療法士 1ヶ月に1回）

<サービス利用料金（1回または1月あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付及び予防給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の受けられるサービスにより異なります。）

⑥その他

- ・公的、第三者委員の指導は受けていません。

一般型通所介護『通常規模型』

時間 区分	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	基本 単位	自己負 担額	基本 単位	自己負 担額	基本 単位	自己負 担額	基本 単位	自己負 担額	基本 単位	自己負 担額
		1割		1割		1割		1割		
		2割		2割		2割		2割		
3割	3割	3割	3割							
5~6	570	570円	673	673円	777	777円	880	880円	984	984円
		1,140円		1,346円		1,554円		1,760円		1,968円
		1,710円		2,019円		2,331円		2,640円		2,952円
6~7	584	584円	689	689円	796	796円	901	901円	1008	1,008円
		1,168円		1,378円		1,592円		1,802円		2,016円
		1,752円		2,067円		2,388円		2,703円		3,024円
7~8	658	658円	777	777円	900	900円	1023	1,023円	1148	1,148円
		1,316円		1,554円		1,800円		2,046円		2,296円
		1,974円		2,331円		2,700円		3,069円		3,444円
8~9	669	669円	791	791円	915	915円	1041	1,041円	1168	1,168円
		1,338円		1,582円		1,830円		2,082円		2,336円
		2,007円		2,373円		2,745円		3,123円		3,504円

《加算》・入浴介助加算Ⅰ 40単位 ・個別機能訓練加算Ⅰイ 56単位

・科学的介護推進体制加算 40単位(月)

・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 9.0%

従来相当サービス (介護予防)

要支援1			要支援2		
基本単位		自己負担額	基本単位		自己負担額
4回まで	384/回	384円×回	8回まで	395/回	395円×回
5回以上	1,672/月	1,672円	9回以上	3,428/月	3,428円

《加算》・サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1…72単位 要支援2…144単位

・介護職員等処遇改善加算 9.2%

通所A

	入浴	
	なし	あり
基本単位	230	270
自己負担額	340円	400円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆サービス利用による加算の１割に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第６条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供（食材料費、調理費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：１食あたり８２０円

②遊びリレーション、クラブ活動

ご契約者の希望により遊びリレーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

センターご利用時の様子を写真に収め、当事業所で必要と認めた場合、新聞、文集、季刊紙等に掲載させていただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、請求書をお配りした当月末までにお支払いください。

○利用料の支払については口座引振替をご利用ください。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第７条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。なお、利用中止については食材費のみ徴収する場合がありますので早めにご連絡ください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 主任相談員 片桐 義寿

○受付時間 毎週月曜日～土曜日（但し年末年始を除く）

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

苦情・事故報告書は5年間保管しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

飯田市介護保険担当課	所在地 飯田市大久保2534 電話番号 0265-22-4511 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 長野県西長野加茂北143-8 電話番号 026-238-1550 受付時間 9：00～17：00
長野県社会福祉協議会	所在地 長野県若里1570-1 電話番号 026-226-4126 受付時間 9：00～17：00

令和 年 月 日

指定通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

飯田市かなえデイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス及び
介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利
用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨ALC平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 658.25㎡
- (3) 事業所の周辺環境 騒音…無 日当たり…良

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員 …ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

利用者15人までは1人以上、それ以上5人または端数を増すごとに1人を加え配置しています。

生活相談員 …ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

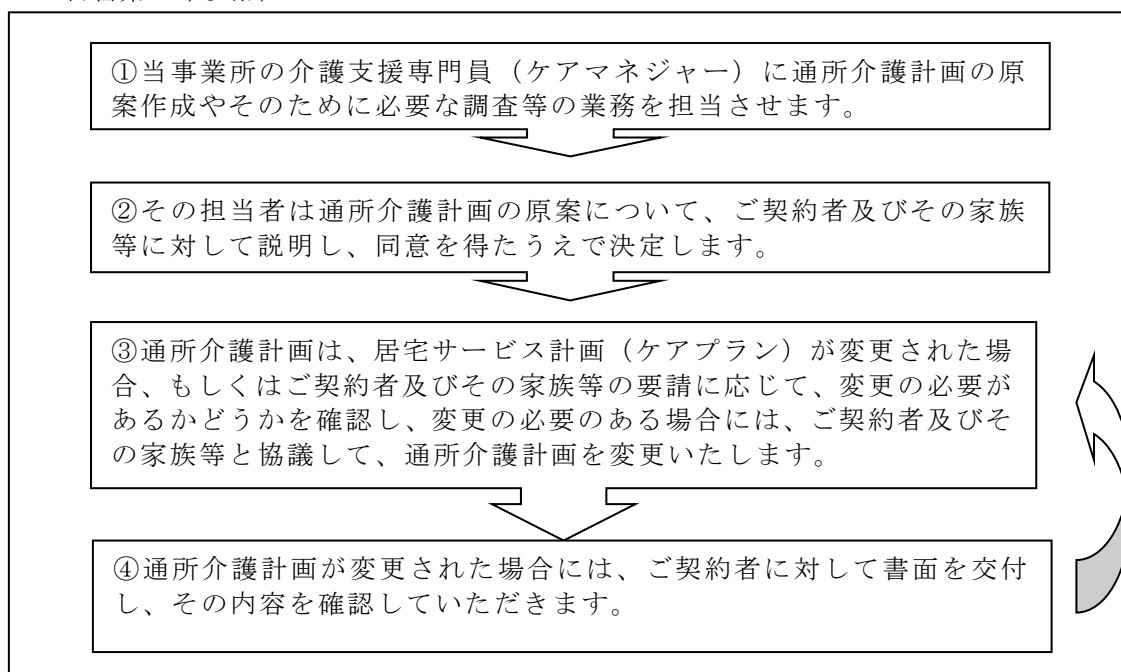
1事業所1名以上の生活相談員を配置しています。

**看護職員
兼 機能訓練指導員** …主にご契約者の健康管理や療養上のお世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名以上の看護師職員を配置しています。

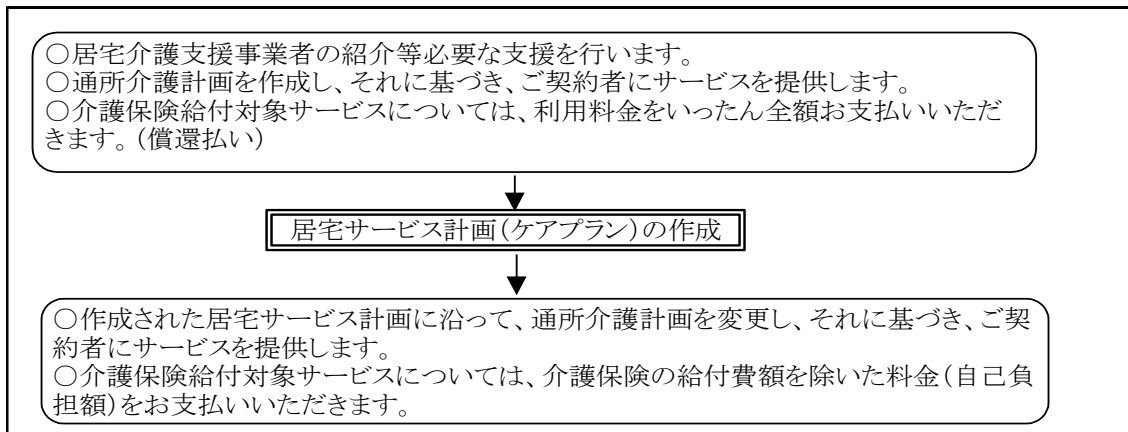
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

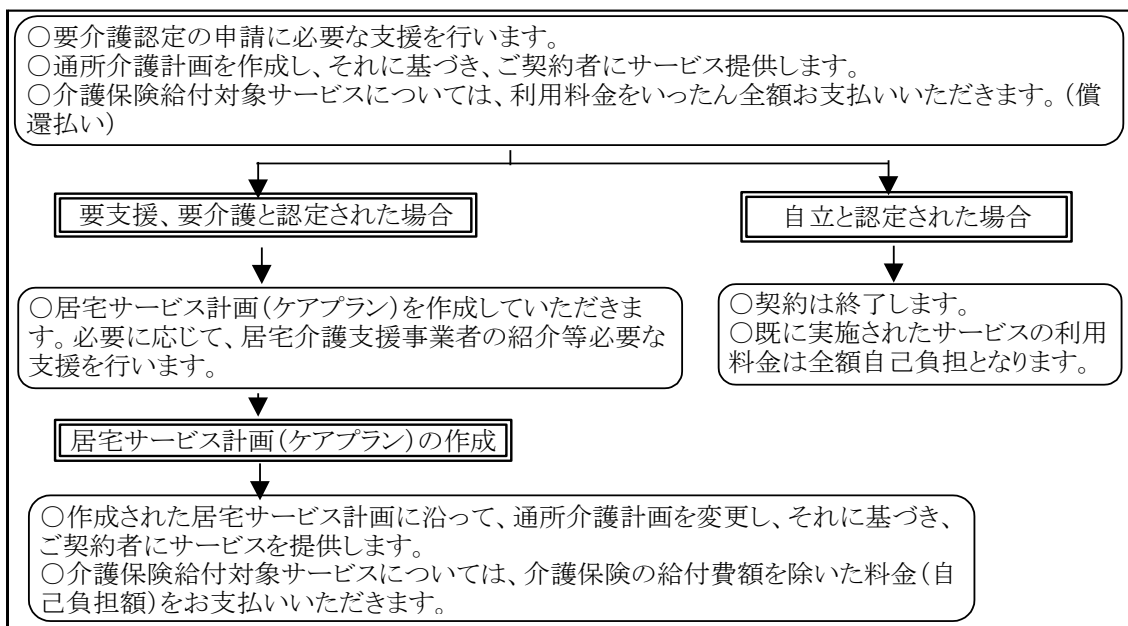


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じ

ます。

- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 11 条参照)

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について (契約書第 12 条、第 13 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 15 条参照)

①ご契約者が死亡した場合

②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。